

○厚生労働省令第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十三号を削り、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号から第四十八号までを二号ずつ繰り上げ、第四十九号及び第五十号を削り、第五十一号を第四十七号とし、第五十二号から第六十八号までを四号ずつ繰

り上げ、第六十九号を削り、第七十号を第六十五号とし、第七十一号から第九十号までを五号ずつ繰り上げ、第九十一号を削り、第九十二号を第八十六号とし、第九十三号から第九十九号までを六号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。